

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和4年第1回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第2号ほか15件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、3月17、18、22日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第2号 公の施設の広域利用に関する協議について

議案第4号 公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例

これらの案件は、公の施設の広域利用について、下入野健康増進センター等の追加や既存施設の名称変更に伴い、協定を見直し、特例条例の一部を改正するものであり、使用料の設定根拠や予約の受付状況について、市内及び市外の利用者割合等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「各市町村との情報共有、連携をさらに深めるとともに、積極的な情報発信に努められたい」等の意見が出されました。

この後、一括採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第6号 水戸市職員定数条例の一部を改正する条例

本案については、コロナ対策に係る職員の応援体制について、こども部の人員体制等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、消防団員の処遇改善を図るため、報酬額の見直し等を行うものであり、見直しに係る経緯や消防団の現状等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「地域防災力の要である消防団の役割は非常に重要であることから、処遇改善による団員のモチベーション向上や新規団員の確保等に努め、さらなる組織の強化を図られたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第13号 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、仮設トイレに係るし尿処理手数料の見直しを行うものであり、料金の設定根拠について、年間の回収実績等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 議案第20号 令和4年度水戸市一般会計予算（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分、第5款、第6款、第7款、第8款、第9款、第10款中文教福祉委員会所管分及び第11款並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く）

本案について、歳出中第2款総務費では、公共交通空白地区における1,000円タクシー運行事業の運営について、デジタルまちづくり推進事業の具体的な取組について、三の丸市民センター及び水戸芸術館の改修について、キッズゾーンの整備等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「新たに防災ラジオを配布する地区については、住民への丁寧な周知、説明に努められたい」等の意見が出されました。

第4款衛生費では、浜見台霊園合葬式墓地の整備概要について、新斎場整備事業のスケジュールについて、旧小吹清掃工場の解体後の跡地利活用等について、種々質疑応答を重ねました。

第10款教育費では、青柳公園スケートボード場の整備概要等について、種々質疑応答を重ねました。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の税制特例措置の終了に伴う市税収入への影響等について、種々質疑応答を重ねました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第5号 水戸市事務分掌条例の一部を改正する条例、議案第8号 水戸市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第16号 水戸市内原ヘルスパーク条例の一部を改正する条例、議案第26号 令和4年度水戸市公共用地先行取得事業会計予算、議案第35号 包括外部監査契約の締結について、議案第36号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第11号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第8款、第9款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）、議案第40号 令和3年度水戸市公共用地先行取得事業会計補正予算（第1号）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第7号 水戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第10号 水戸市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、

議案第 9 号，議案第 10 号，議案第 11 号，議案第 13 号，議案第 16 号，議案第 20 号（ただし，第 1 表中歳出中第 3 款，第 4 款中文教福祉委員会所管分及び建設企業委員会所管分，第 5 款，第 6 款，第 7 款，第 8 款，第 9 款，第 10 款中文教福祉委員会所管分及び第 11 款並びに第 2 表継続費中第 8 款並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分及び産業消防委員会所管分を除く），議案第 26 号，議案第 35 号，議案第 36 号（ただし，第 1 表中歳出中第 3 款，第 8 款，第 9 款及び第 10 款並びに第 2 表継続費補正を除く），議案第 40 号
以上，原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和 4 年 3 月 24 日

水戸市議会議長 須 田 浩 和 様

総務環境委員会
委員長 高 倉 富士男